

第3次  
大田原市地域 I C T 総合推進計画

令和2年度～4年度



令和2年3月

大田原市



## 第3次大田原市地域ICT総合推進計画策定にあたって

近年、スマートフォンやタブレット型端末などのモバイル端末が急速に普及し、ネットショッピングやソーシャルメディアに利用されるなど、ICT（情報通信技術）は私たちの生活に欠かせないものとなっています。

また、IoT、ビッグデータ、AIなどによる第4次産業革命が急速に進行し、医療・介護、農業、ものづくり及び防災など、様々な分野でその活用が始まっています。

本市におきましても、ICTを活用した情報化施策を展開するため、平成25年に「大田原市地域ICT総合推進計画」を策定し、その後、平成29年4月に策定した「第2次大田原市地域ICT総合推進計画」に基づき、「市民サービス向上と地域活性化の推進」及び「電子自治体の推進」の2つの視点から26事業に取り組んでまいりました。

この度、第2次計画の期間満了に伴い、まちづくりの指針であります大田原市総合計画「おおたわら国造りプラン」との連携・整合を図り更なる情報化を推進するため、「第3次大田原市地域ICT総合推進計画」を策定いたしました。

この第3次計画では、これまでの「市民サービス向上と地域活性化の推進」と「電子自治体の推進」の2つの視点を継承し、AI・RPAの活用や教員のICT活用指導力の向上など、23事業を推進していく内容となっております。

今後も、市民の皆様にとって利便性の高い市民生活の実現や、行政運営のより一層の効率化に対応するための施策、災害時を想定したICTの業務継続計画の実効性の確保及びセキュリティ対策の強化など、電子自治体の構築に努めてまいります。

令和2年3月

大田原市長 津久井 富 雄



# 目 次

第1章 計画策定の趣旨	P-1
1. 地域ICT総合推進計画について	P-2
(1) 地域ICT総合推進計画の基本的な考え方	P-2
(2) 地域ICT総合推進計画のめざす姿	P-3
2. 策定の趣旨	P-4
3. ICT総合推進計画の位置付け	P-4
4. 計画の期間	P-4
第2章 情報化の現状	P-5
1. 国・県の動向	P-6
(1) 国の動向	P-6
(2) 県の動向	P-8
2. 情報通信基盤の動向	P-9
(1) 主な情報通信機器の普及状況	P-9
(2) インターネットの利用状況	P-10
3. 本市における情報化の現状	P-12
(1) 本市における情報化の優先付けの考え方	P-12
(2) 本市における情報化の取り組み	P-12
4. 今後の課題	P-14
(1) 市民サービスの向上と地域活性化の推進に向けた課題	P-14
(2) 電子市役所の推進に向けた課題	P-15
第3章 ICT総合推進施策	P-16
1. 施策と重点テーマ	P-17
(1) 施策の体系	P-17
(2) 重点テーマ	P-17
2. 施策の体系図	P-19
3. 具体的な取り組み内容	P-21
(1) 市民サービスの向上と地域活性化の推進	P-21
(2) 電子市役所の推進	P-28
第4章 計画の推進	P-37
1. 推進体制	P-38
2. 計画の進捗管理	P-38
第5章 資料編	P-39
1. 大田原市電子市役所推進本部設置要綱	P-40
2. 大田原市情報セキュリティ委員会の組織及び運営に関する要領	P-42
3. 大田原市情報化推進委員会の組織及び運営に関する要領	P-44
4. 用語解説	P-46



# 第 1 章 計画策定の趣旨

# 1. 地域 I C T 総合推進計画について

## (1) 地域 I C T 総合推進計画の基本的な考え方

大田原市は、情報化を更に加速・推進するため、国が定める「IT新戦略（社会全体のデジタル化に向けて）」、県が定める「とちぎICT推進プラン2016～2020」及び情報通信技術の動向等にも留意しながら、本市の上位計画である「大田原市総合計画：おおたわら国造りプラン（以下「総合計画」という。）」における基本政策を実現するために、「第3次大田原市地域ICT総合推進計画（以下「ICT総合推進計画」という。）」を策定いたします。

《第3次大田原市地域ICT総合推進計画のフレームワーク》

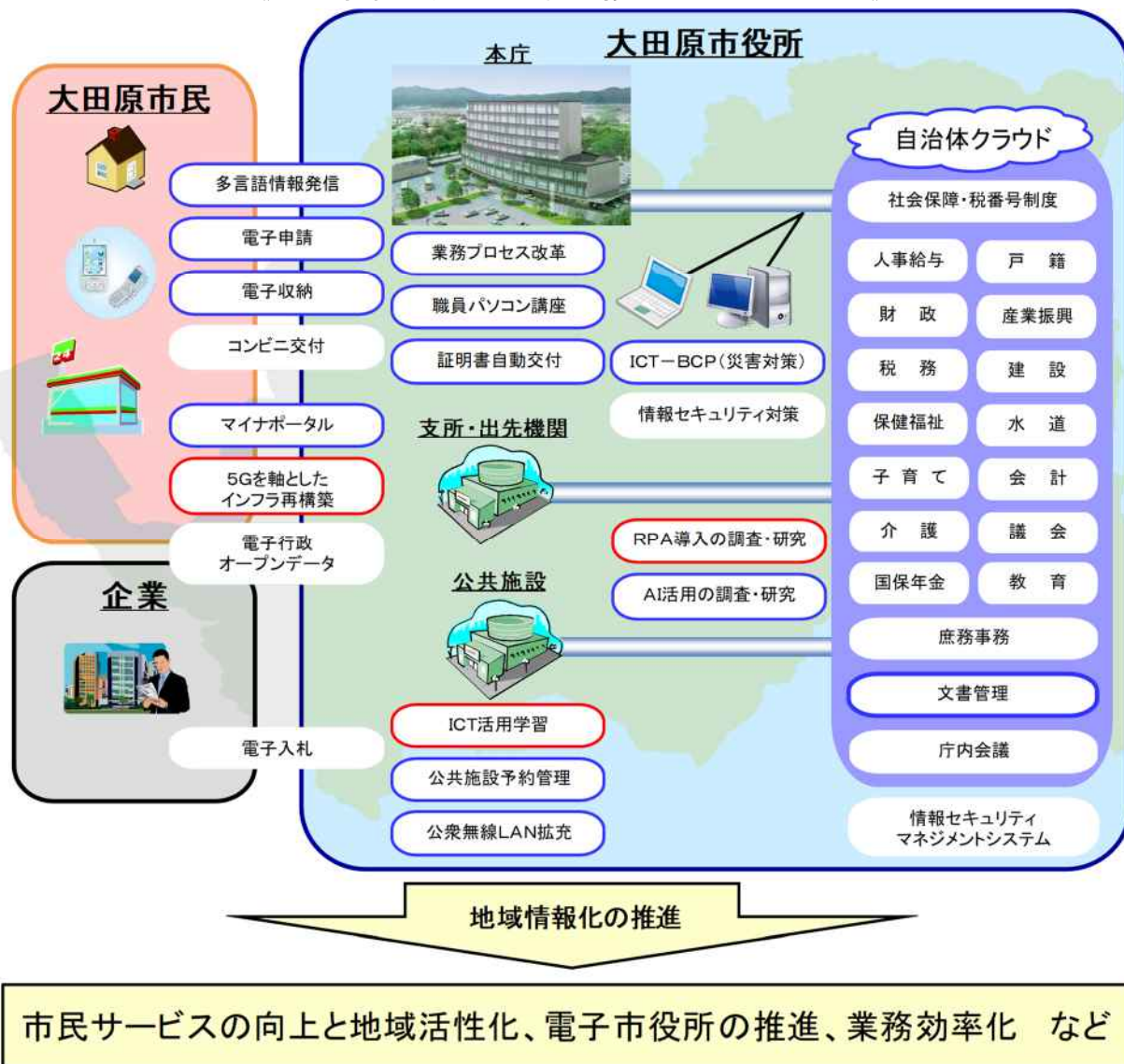


地域ICT総合推進計画の全体の枠組みとしては、「市民サービスの向上と地域活性化の推進」と「電子市役所の推進」の2本柱で具体的な施策を展開していきます。

## (2) ICT総合推進計画のめざす姿

ICT総合推進計画とは、日々進展する情報通信技術（以下「ICT」という。）を活用して、本市の地域情報化・庁内情報化を推進し、市民サービスの向上や地域活性化及び庁内の業務効率化等を図るための計画です。

《大田原市地域ICT総合推進計画のイメージ》



本市では、更なる市民サービスの向上や地域の活性化及び電子市役所の推進に取り組み、最終的には、地域・産業（地域コミュニティ活動支援、産業振興等）、福祉（高齢者や障害者等への情報発信強化等）、健康・医療（健康増進、医療機関の連携等）、教育（ICT活用学習の支援等）、電子市役所の推進等の幅広い分野におけるICTの活用を加速・推進していきます。

## 2. 策定の趣旨

ICTの進展は目覚ましく、光回線等のブロードバンド回線の普及や携帯電話等で利用されるモバイル通信環境の高速化が進むとともに、新たな情報通信機器としてスマートフォンやタブレット型端末が普及し、屋内外を問わず、いつでもどこでもパソコンと同等の機能でインターネットの利用ができる環境が整備されてきました。これによるインターネットの普及とその活用の幅の広がり、市民生活にも大きな影響を与え、市民ニーズが多様化しています。

また、FacebookやTwitterといったSNSの利用が広まり、情報伝達手段・コミュニケーション手段の一つとして確立されています。

本市においては、情報化施策を展開するうえで必要となるブロードバンドや携帯電話等の情報通信基盤の整備を進めてきました。また、地域の情報格差を解消のため、移動通信用鉄塔施設の整備や光回線によるインターネットアクセス網の整備等も進め、それらを有効的に活用し、市民サービスの向上や地域の活性化及び電子市役所の推進に取り組んできたところです。

今後も、ICTを更に有効活用して、多様化する市民ニーズに対応した利便性の高い市民生活の実現や、地域経済・社会の活性化に向けて取り組めます。

また、市内においては、ICTを活用し、行政運営の効率化や業務改革を含めた電子自治体を更に推進し、同時に情報セキュリティの強化や業務継続計画のICT編（以下「ICT-BCP」という。）の実効性の確保に向けて取り組めます。

以上のとおり、将来大きく変化していくことが予想されますICTを取り巻く環境を見据え、本市のICT基盤づくりを計画的かつ総合的に推進するための指針として「ICT総合推進計画」を策定します。

## 3. ICT総合推進計画の位置付け

平成29年度からの総合計画の基本構想において、6つの基本政策、39の施策を掲げられています。

ICT総合推進計画は、この基本構想に定める基本政策のうち、6「情報化と広域連携を進め、効率的・効果的な行財政運営のまちづくり」にある「地域情報化の推進」を実現するために個別計画として策定するものです。

また、本計画は「官民データ活用推進基本法」に基づく市町村官民データ活用推進計画とします。

## 4. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和4年度までの3年間を計画期間とします。ただし、社会経済情勢やICTの更なる進展、財政状況に柔軟に対応するため計画を変更することがあります。

## 第2章 情報化の現状

# 1. 国・県の動向

## (1) 国の動向

国は、令和元年（2019年）のIT新戦略においては、デジタル技術の恩恵を誰もが享受できるインクルーシブな「デジタル社会」の実現に向けた重点計画をとりまとめます。テクノロジーを漠然と受容することなく、社会実装を強く意識して、国民生活・経済活動の質を高めるのに能動的かつ積極的に活用し、産業競争力の強化にとどまらず社会課題の解決まで役立てていくことを宣言するものです。

本戦略では、デジタル化自体は手段であって目的ではないことに十分に留意する。デジタル技術の導入により、国民生活の利便性が向上し、行政機関や民間事業者等の効率化に資するものでなければ意味がない。デジタル社会が目指すべき将来像であるものの、全ての活動がデジタルで代替されるわけではなく、デジタル化で取り残される人があってはならない。目的と手段が混同されぬよう、Society 5.0時代にふさわしいデジタル化の条件が下記のとおり定められています。

### 〈1〉国民の利便性を向上させる、デジタル化

デジタル社会では、スマートフォン等により、国民は役所に出向かず、行政サービスに関する手続を手のひらで完結することを期待している。

国・地方公共団体と民間事業者が一体となって、子育て、引越しから介護、死亡・相続等までの代表的なライフイベントに伴う手続をデジタルで完結させることを目指している。

また、企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税関係の複数の申請・届出のオンライン・ワンストップ化や、民間クラウドを活用したデータ連携により、行政手続に係る負担を軽減し、生産性の向上に寄与することを目指している。

### 〈2〉効率化の追求を目指した、デジタル化

一般に、新たなテクノロジーは、効率化を伴うものである。それは個人レベルでは労働時間の短縮、企業レベルでは事業活動の合理化につながる業務・システム改革、そして、国・地方公共団体のレベルでは行政運営の効率化等をもたらす。

### 〈3〉データの資源化と最大活用につながる、デジタル化

企業内でのデータ分析とは別に、企業間のデータ共有の動きも見られる。今後、クリアランス（認証）の確保や個人情報保護には配意しつつ、企業間のデータ共有が進めば更なる生産性向上につながるものと考えられる。

例えば、ダイナミックマップ活用による自動運転やMaas産業の創出やスマートシティの構築等につながる。その際、国は、ニーズを踏まえたオープンデータ化や、民間主体の流通環境支援といった貢献が期待される。

#### 〈4〉安心・安全の追求を前提としたデジタル化

スマートフォンからIoTセンサーの普及に伴い、ネット接続機器は幾何級数的に増加した。これに伴い、サイバー攻撃のリスクが高まる中、セキュリティへの投資はデジタル産業の発展に不可欠となる。

今後、「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日閣議決定）を踏まえ、安心・安全を大前提に、生産性向上と社員チャレンジを支えるセキュリティを目指す。また、働き方改革が進む中、移動中や自宅でもストレスのないシームレスな作業環境が理想である。

#### 〈5〉人にやさしい、デジタル化

デジタル化は、安心・安全・豊かさの手段であり、取り残される人があってはならない。デジタル技術は、新ビジネス創出と経済活動の活性化につながるが、それだけではない。デジタル技術を前提とする就業形態やその活用支援制度で、社会参画の機会を豊富なものとしていく。さらに、活力のある社会に向け、デジタル・インクルーシブな環境を能動的に作り出す。



## (2) 県の動向

県は、地域の情報化を推進するため、国の情報化戦略やICTの動向等にも留意しながら、これまで「栃木県地域情報基本計画（2001）」をはじめとする情報化計画を通じて、情報化施策を展開する上で必要となる情報通信基盤の整備やICTの有効活用に取り組んできました。

今後は、これまでに整備された情報通信基盤を含めて、ICTの更なる有効活用を行い、地域の特性や多様化する県民ニーズに対応した利便性の高い県民生活の実現を図るとともに、地域経済・社会の活性化や地域の課題（少子高齢化、災害対策等）の解決を図る必要があります。

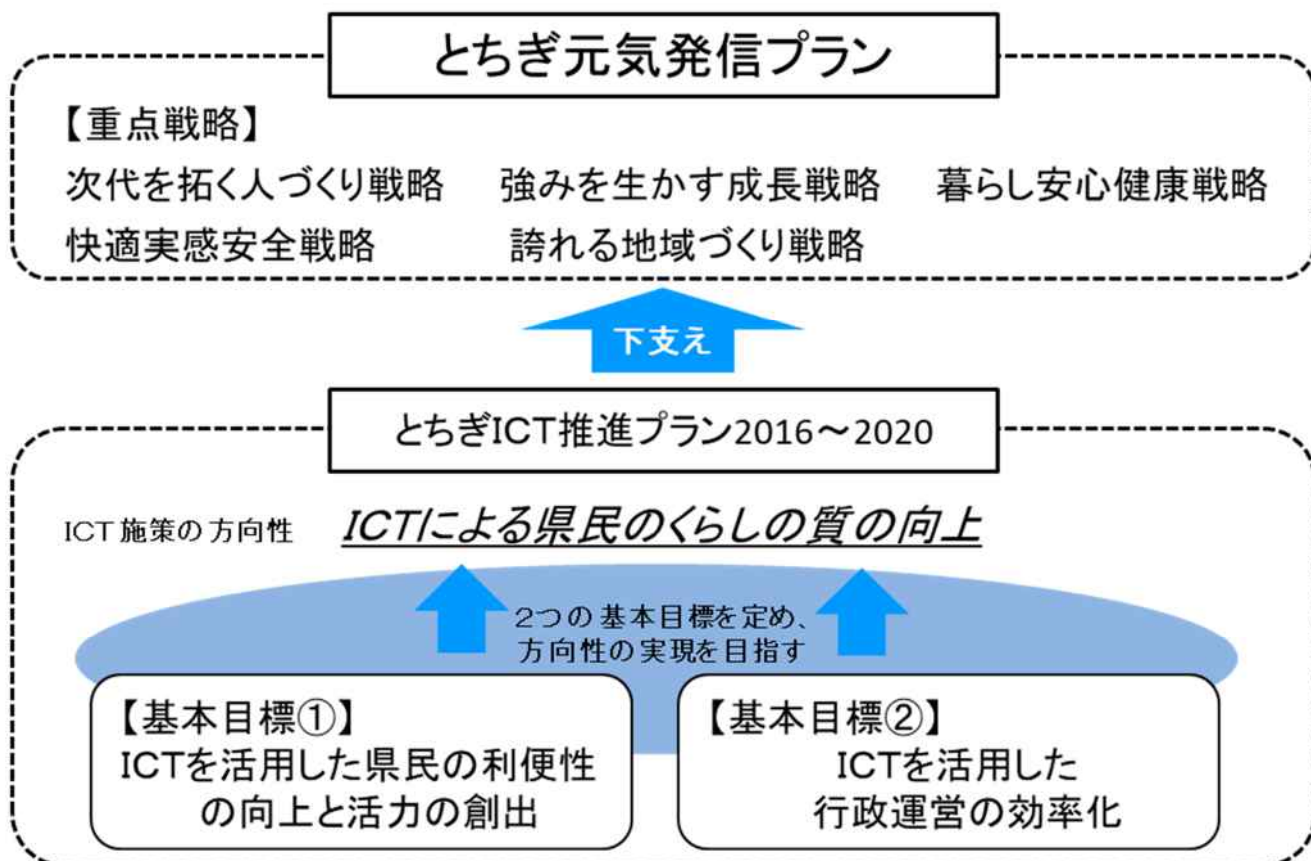
また、地方自治体内部においては、ICTを活用した行政運営の効率化や透明性の向上等の業務改善を含めた電子自治体の推進を図ることが課題となります。

ICTは進展が著しく、ICTを取り巻く環境は今後も大きく変化していくことが予想されますが、本県の現状を整理・確認しながら、今後求められる情報化方策を計画的、総合的に推進するための指針として「とちぎICT推進プラン2016～2020」が策定されています。

この同プランでは、ICT利活用を通じて「とちぎ元気発信プラン」で取り組む「重点戦略」の目標実現に寄与していくことを目指していますが、ICTは人の暮らしを支えていくものという考えに基づき、

### “ICTによる県民の暮らしの質の向上”

が同プランの目指すICT施策の方向性となっています。また、この方向性の下に、2つの基本目標「ICTを活用した県民の利便性の向上と活力の創出」と「ICTを活用した行政運営の効率化」が定められ方向性の実現を目指しています。



【出典】栃木県「とちぎICT推進プラン2016～2020」



## 2. 情報通信基盤の動向

### (1) 主な情報通信機器の普及状況（世帯）

総務省の「平成30年度版情報通信白書」では、平成30年度末の情報通信機器の普及状況を見ると、「携帯電話・PHS」及び「パソコン」の世帯普及率は、それぞれ95.7%、74.0%となっています。

また、「携帯電話・PHS」の内数である「スマートフォン」は79.2%（前年比4.1ポイント増）と急速に普及が進んでいます。タブレット端末においては40.1%（前年比3.7ポイント増）と第3の通信機器となりつつあります。

《情報通信端末の世帯保有率の推移》



(注) 1. 「モバイル端末全体」には携帯電話・PHSと、平成21年から平成24年までは携帯情報端末(PDA)、平成22年以降はスマートフォンを含む。  
 2. 経年比較のため、この図表は無回答を含む形で集計。

【出典】総務省平成30年度版情報通信白書より

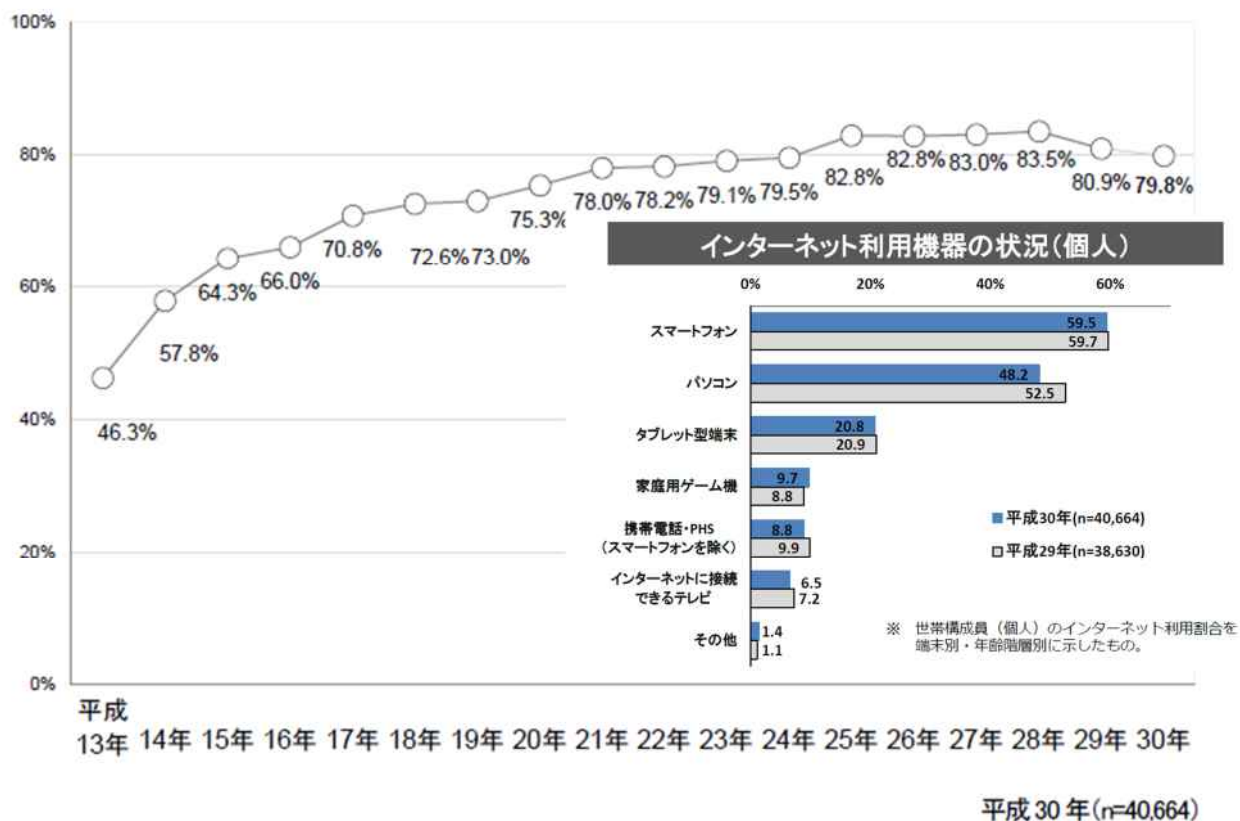
## (2) インターネットの利用状況

インターネットの人口普及率は、平成25年度を境に80%を超えています。

また、インターネット利用機器の状況を見ると、「スマートフォン」が59.5%と最も多く、次いで「パソコン」(48.2%)、「タブレット端末」(20.8%)となっています。

《インターネットの人口普及率の推移及び

インターネット利用端末の状況》

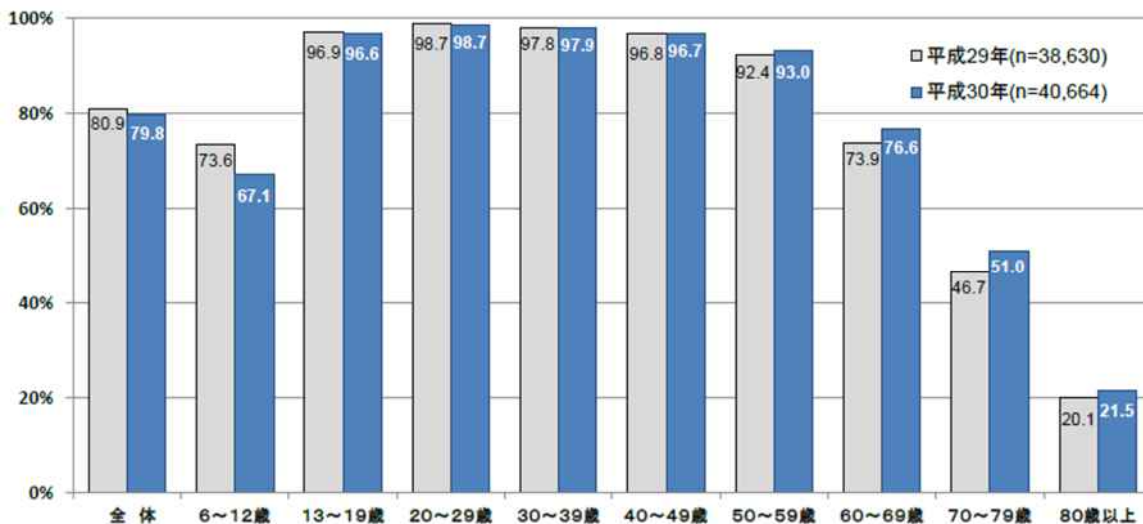


【出典】総務省平成30年度版情報通信白書より

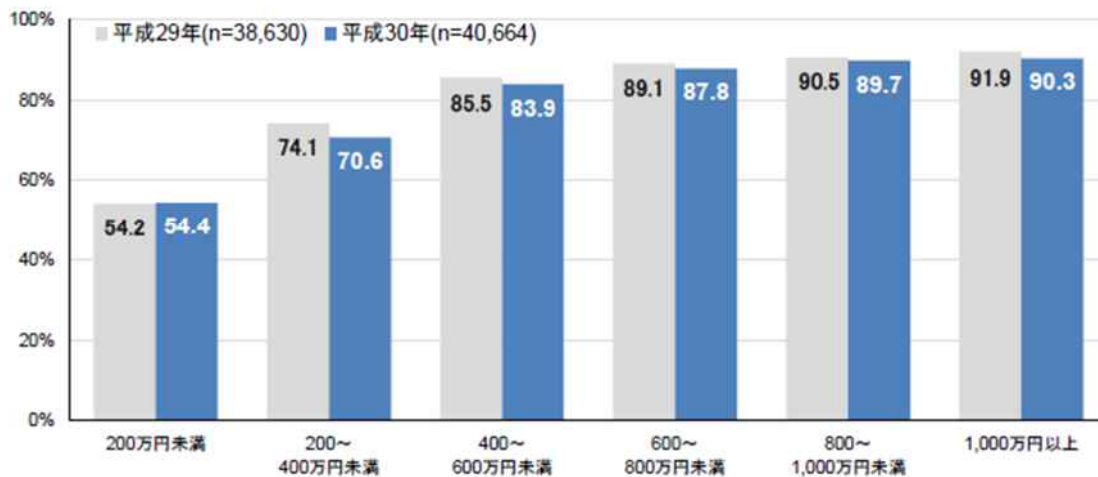
平成30年度末における個人の世代別インターネット利用率は、13歳～59歳までは各階層で約90%を超えているのに対し、60歳以上は80%以下となっているものの、平成29年度末よりも利用率が増加しています。また、所属世帯年収別の利用率は、400万円以上で80%を超えています。

《属性別インターネット利用率》

世代別インターネットの利用率



世帯年収別インターネットの利用状況



【出典】総務省平成30年度版情報通信白書より

### 3. 本市における情報化の現状

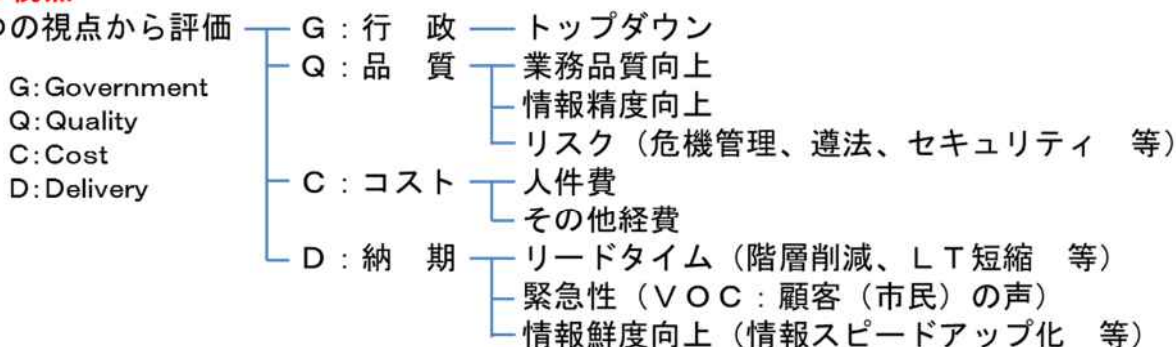
#### (1) 本市における情報化の優先付けの考え方

本市では、平成29年4月に策定した第2次地域ICT総合推進計画（平成29年度～31年度）に基づき、情報化の推進及び情報セキュリティ確保のために「電子市役所推進本部」、「情報セキュリティ委員会」、「情報化推進委員会」を設置し、地域情報化に向けて取り組んできました。

上位計画である総合計画における基本政策を実現するため、「市民サービスの向上と地域活性化の推進」と「電子自治体の推進」の2つの視点から26の事業を設定し、各事業の優先付けを行い、平成29年度より具体化に向けて取り組んできました。優先付けの考え方は次のとおりです。

##### ◇評価の視点

⇒ 4つの視点から評価



##### ◇重み付け

- ◎ (3点)
- (2点)
- △ (1点)



##### ◆優先度

$$= \frac{G \times Q \times C \times D}{\quad}$$

- A: 最優先 (24点以上)
- B: 優先 (18点以上24点未満)
- C: 計画変更 (18点未満)

#### (2) 本市における情報化の取り組み

##### ①市民サービスの向上と地域活性化の取り組み

取り組み分野としては、「経営資源の最適化」、「地域への情報提供の推進」、「市ホームページによる情報発信の活性化」、「市民サービスの向上」、「ICT利活用への支援」の5つがあり、情報発信の強化として13事業を展開してきました。

そのうちの7事業については、『ファシリティマネジメントの強化』、『SNS等による情報発信の強化』、『電子行政オープンデータ提供の推進』、『マイナポータルへの対応』等、現行システムの改善や新規システムを構築し、順次運用を開始してきました。

残りの6事業である、「情報発信ツールの多言語化対応」、「電子収納の利活用の推進」、「行政手続きに関する情報発信の強化」、「電子申請・届出等の利活用の推進」、「マイナポータルへの対応」、「ICTを活用した学習の充実」については、社会保障・税番号制度の導入等との連携が必要であることから、推進計画の見直しを行い継続検討しているところです。

## ②電子自治体の取り組み

取り組み分野としては、「高度情報化に対応した人材育成」、「災害に強い電子市役所の確立」、「情報システムの導入・利活用の強化」、「情報セキュリティ対策の強化と個人情報保護の徹底」、「内部統制の強化」の5つがあり、災害対策の強化を重点に13事業を展開してきました。そのうちの8事業については、必要例規の整備や、現行システムの改善や新規システムを構築し順次運用を開始してきました。

特に、情報セキュリティ強化については、サイバー空間を対象とした攻撃が近年、高度化・複雑化しており、情報セキュリティポリシーの浸透や情報セキュリティの強化が急務となっていることから、関係する例規の整備や見直しをしてきました。

継続事業としては、「ICT-BCPの実効性の確保」、「庁内文書の電子化検討」、「業務プロセス改革に連動したICTの導入」、「情報セキュリティマネジメントシステムの推進」、「情報セキュリティの強化」の5事業があり、災害対策の更なる強化や文部科学省の教育情報セキュリティポリシーとの連携等が必要であり、推進計画の見直しを行い推進しているところです。

## 4. 今後の課題

本計画の策定に先立ち国や県の戦略・方針及び世の中の動向等から明らかになった、本市が今後取り組むべき課題を「市民サービスの向上と地域活性化の推進に向けた課題」と行政運営の業務効率化等「電子市役所の推進に向けた課題」に分類し、整理しました。

### (1) 市民サービスの向上と地域活性化の推進に向けた課題

#### ①情報提供の推進

##### i) 提供手段の多様化と情報発信ツールの活用

スマートフォンやタブレット型端末等の新たな情報通信機器の保有率が増加しています。また、第5世代移動通信システム(5G)を軸としたインフラ再構築の調査も進めます。

それから、情報通信機器の多様化に合わせて、FacebookやTwitterといったSNS等を活用し、情報発信の多様化も図ります。

また、外国人住民や観光等で来日される外国人とのグローバルコミュニケーションの充実を図るため、各種情報を多言語で提供します。

##### ii) 情報発信の活性化

市民は、災害・防災・犯罪情報や医療機関、住民票・国保・年金税金等、保健・福祉の情報等、市民生活に密着した情報を求めています。

また、ホームページでの情報提供や見やすさへの要望も多いため、見やすく・分かりやすいホームページ作りを更に推進するとともに、市民にとって必要な情報の発信強化を図ります。

#### ②市民サービスの向上

##### i) インターネット利活用促進

少子高齢化や共働き世帯の増加等、市民のライフスタイルの変化に伴い、夜間・休日におけるサービスの提供等市民ニーズは多様化しています。各種証明書の発行、ATMやインターネットバンキングによる電子収納、各種手続きに関する情報発信の強化や電子申請等、市民サービス向上に向けた施策を推進します。

#### ③ICT利活用への支援

##### i) ICTを活用した学習の充実

学校教育における情報化を推進し、デジタル教材を活用した学習指導を実施するとともに、児童生徒が正しくICTを利活用できるよう情報モラル教育やプログラミング教育等の充実を図ります。

##### ii) 教員のICT活用指導力の向上

ICTを活用した学習を推進するためには、教員のICT活用指導力の向上が必要であり、単に情報機器の操作ができるだけでなく、児童生徒の情報活用能力を育成し、質の高い教育が提供できるよう、教員への情報発信を強化します。

## (2) 電子市役所の推進に向けた課題

### ①災害に強い電子市役所の推進

平成23年3月に発生した東日本大震災を機に、災害発生時等における自治体業務の継続や市民へのサービス提供を実現するため、ICT-BCPを策定したところであります。今後は、新庁舎建設に伴う見直しを行ったICT-BCPの実効性の確保が必要であり、定期的に訓練等を実施し、災害に備えた取り組みを推進します。

また、システム停止時を想定して、手作業で業務を継続するためのマニュアルを整備します。

### ②情報システムの導入・利活用の強化

本市では、市民サービスの向上と地域活性化や行政運営の業務効率化のために多くの情報システムを導入してきました。今後、更なる市民サービスの向上と地域活性化や業務効率化、コスト削減等を実現するために情報システムの導入・利活用の強化に取り組めます。

具体的には、RPA導入の調査・研究、AI活用の調査・研究、庁内文書の電子化、業務プロセス改革に連動したICTの導入やGISの利活用強化等を推進します。

### ③情報セキュリティ対策の強化

本市では、情報セキュリティポリシー（「大田原市情報セキュリティ基本方針」及び「大田原市情報セキュリティ対策基準」）を定め、運用を開始したところです。

今後、ICTの高度化及び利活用が更に進展することにより、サイバー攻撃の被害の深刻化及び広域化が懸念されるため、情報セキュリティポリシーの順守度チェック（自己点検や内部監査又は必要に応じて第三者機関による外部監査）、情報セキュリティ研修を定期的実施します。

また、文部科学省の教育情報セキュリティポリシーガイドラインに沿って、大田原市教育情報セキュリティポリシー（「大田原市教育情報セキュリティ基本方針」及び「大田原市教育情報セキュリティ対策基準」）と推進体制の整備を行います。運用にあたっては、教育情報のセキュリティ強化のため情報システムによる技術的対策も必要であり、情報化投資を前提として進めていくこととなります。





## 第3章 ICT総合推進施策

# 1. 施策と重点テーマ

## (1) 施策の体系

本市の総合計画では、基本政策6として「情報化と広域連携を進め、効率的・効果的な行財政運営のまちづくり」を定め、その中の基本政策6－(39)「地域情報化の推進」において次の2つの基本事業の取り組み内容を掲げています。

### ①市民サービスの向上と地域活性化の推進

- ・電子予約システムの拡充
- ・番号制度に対応した電子申請システムの推進
- ・電子マネー等による納付方法の推進

### ②電子市役所の推進

- ・個人情報保護の徹底
- ・情報セキュリティ対策の強化
- ・業務・システムの最適化
- ・ペーパーレス化の推進
- ・庁内文書の電子化
- ・情報システムにおける災害対策の強化
- ・高度情報化に対応した人材育成
- ・行政ネットワークの推進

本計画では、総合計画における目標を達成するために、前掲の国・県等のICTに関する動向を踏まえ、「市民サービスの向上と地域活性化の推進」と庁内の業務効率化等の「電子市役所の推進」の2つを施策の柱として、具体化に向けて展開します。

## (2) 重点テーマ

国・県の動向等から、今後取り組むべき課題に対し、次の4つの重点テーマを設定し、本市の地域情報化を推進します。

### ①情報発信の充実

スマートフォンやタブレット型端末の普及により、外出先等でインターネットを活用する場面が増えています。一方で、広報紙や回覧等の紙媒体で情報を入手している市民も多いという現状があります。このため、市民に必要な情報を市民に漏れなく提供することを目指し、情報の分野や市民のライフスタイルに合わせて、ホームページ・SNS・広報紙等の媒体を適切に使い分け、全ての市民に情報が行き渡るように情報発信の充実を推進します。

## ②災害対策の強化

国では東日本大震災の教訓から、電子行政オープンデータ戦略としてオープンデータ流通環境の整備や情報収集・発信にICTを活用し、インターネットを始めさまざまなメディアによる情報提供や、災害発生時にも情報システムが安定的に利用できるためのICT-BCPの確立、クラウドコンピューティング技術を活用した災害対策の強化等を推進しています。

本市においても、災害時等における情報発信にSNSを活用し、情報発信を強化します。さらに、ICT-BCPの実践や近隣自治体とのクラウドコンピューティング技術を活用した共同利用に向けて調査研究し、情報システムの災害対策を強化します。

## ③情報セキュリティの強化

ICTの普及・発達により、国民生活、社会経済、安全保障・治安維持等のあらゆる活動がサイバー空間に依拠している中、サイバー空間を対象とした攻撃は、近年、高度化・複雑化するとともに「愉快犯」から「軽罪犯・組織犯（標的型攻撃）」的なものに移行しており、社会的な脅威が高まっています。

また、スマートフォンやタブレット端末の急速な普及、ソーシャルメディアやクラウドサービス等の利用拡大に伴い、これらを狙ったマルウェアの増加等、新たな脅威も表面化してきています。

今後、ICTの更なる高度化及び利活用の進展により、サイバー攻撃（標的型攻撃メール）の被害の深刻化及び広域化が懸念されるため、安心・安全な情報通信ネットワークの確保に向けた対策を強化します。

## ④業務改革の推進

業務プロセスを詳細に分析・評価し、ICTをフルに活用して抜本的な行政運営の効率化や業務改革を含めた電子市役所を更に推進し、業務品質の向上、コスト低減、情報伝達のスピードアップ等につなげていきます。

## 2. 施策の体系図

### (1) 市民サービスの向上と地域活性化の推進

取り組み分野	取り組み項目	備考
①地域への情報提供の推進	i) SNS等による情報発信の強化	県
	ii) 情報発信ツールの多言語化対応	県
	iii) 5Gを軸としたインフラ再構築の調査	国
②市ホームページによる情報発信の活性化	i) ホームページの充実	国、県
	ii) 電子行政オープンデータ提供の推進	国、県
③市民サービスの向上	i) 電子収納の利活用の推進	国、県
	ii) 行政手続きに関する情報発信の強化	
	iii) 電子申請・届出等の利活用の推進	国、県
	iv) 公共施設等への公衆無線LANの拡充	県
	v) マイナポータルへの対応	国
④ICT利活用への支援	i) ICTを活用した学習の充実	国、県

注) 備考中の意味は、国：国（総務省）でも取り組む事業  
 県：栃木県でも取り組む事業  
 表記なし：大田原市独自で取り組む事業です。

## (2) 電子市役所の推進

取り組み分野	取り組み項目	備考
①高度情報化に対応した人材育成	i) 職員向けパソコン研修の実施	
	ii) 教員のICT活用指導力の向上	県
②災害に強い電子市役所の確立	i) ICT-BCPの実効性の確保	県
③情報システムの導入・利活用の強化	i) クラウドの導入	国、県
	ii) 庁内文書の電子化	
	iii) 業務プロセス改革に連動したICTの導入	
	iv) RPA導入の調査・研究	国、県
	v) AI活用の調査・研究	国、県
	vi) GISの利活用強化	
④情報セキュリティ対策の強化と個人情報保護の徹底	i) 情報セキュリティ研修の実施	
	ii) 情報セキュリティマネジメントシステムの推進	国、県
	iii) 情報セキュリティの強化	

注) 備考中の意味は、国：国（総務省）でも取り組む事業  
 県：栃木県でも取り組む事業  
 表記なし：大田原市独自で取り組む事業です。

### 3. 具体的な取り組み内容

#### (1) 市民サービスの向上と地域活性化の推進

##### ①地域への情報提供の推進

地域の活性化を図るために、SNS等を活用した積極的な地域への情報提供を推進します。

##### i) SNS等による情報発信の強化

本市では、これまで広報紙やホームページ、メール配信システム（よいちメール）、議会中継システム等で市政情報を発信してきていますが、これらに加えて、コミュニケーションツールの一つとして広がりを見せているFacebookやTwitterといったSNS等を活用し、更なる情報発信強化を実施します。実施にあたっては、紙媒体である広報紙や回覧と、デジタル媒体であるホームページ・メール配信システム・SNS・テレビのデータ放送等が持つ特性を生かすために、情報の性質に応じた媒体の選択基準や担当部署を検討し、効率的かつ効果的な情報提供を推進します。

また、SNSを活用した情報発信では情報のリアルタイム性や双方向性を、メール配信システムでは登録により情報を受信（PUSH方式）することができる等、各情報発信媒体は様々な特徴を備えています。これらの特徴を踏まえた効果的な活用方法を検討し、更なる情報発信の強化を目指します。

#### 【実施スケジュール】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	SNS等による情報発信					
	各媒体で発信するコンテンツの検討及び見直し					



ii) 情報発信ツールの多言語化対応

外国人住民や観光等で来日される外国人には、日本語能力が十分でない方がおり、日常生活を支援するために、医療・社会福祉・法律関係等に関する情報や災害時の情報を多言語で提供しグローバルコミュニケーションの充実を図ります。

【実施スケジュール】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	翻訳アプリケーションの導入準備	モデル地域で集中的に翻訳アプリケーションの実証 (第一ステップ:英語、中国語、韓国語)	英語、中国語、韓国語以外の対応言語の拡大			

○多文化共生の時代

・国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと

行政  
・どこでも行政サービスを利用  
⇒市民生活、保健福祉、財務(税)、在留手続き

防災・減災  
・暮らしの安心の確保  
⇒緊急避難場所や、緊急診療など緊急事態への対応

観光・交通  
・魅力ある住みたくなる環境  
⇒観光スポットへのナビ(渋滞、最適ルート)、運行情報のリアルタイム提供

多言語化対応

外国人が必要とするコンテンツ(仮説)

- ・一般的な生活情報を掲載
- ◇在留資格などの法律関連
- ◇労働に関すること
- ◇結婚・出産・教育に関すること
- ◇税金、緊急時、相談
- ◇その他ごみ出しなどについての日常生活についての情報

自治体国際化協会のWebサイトより



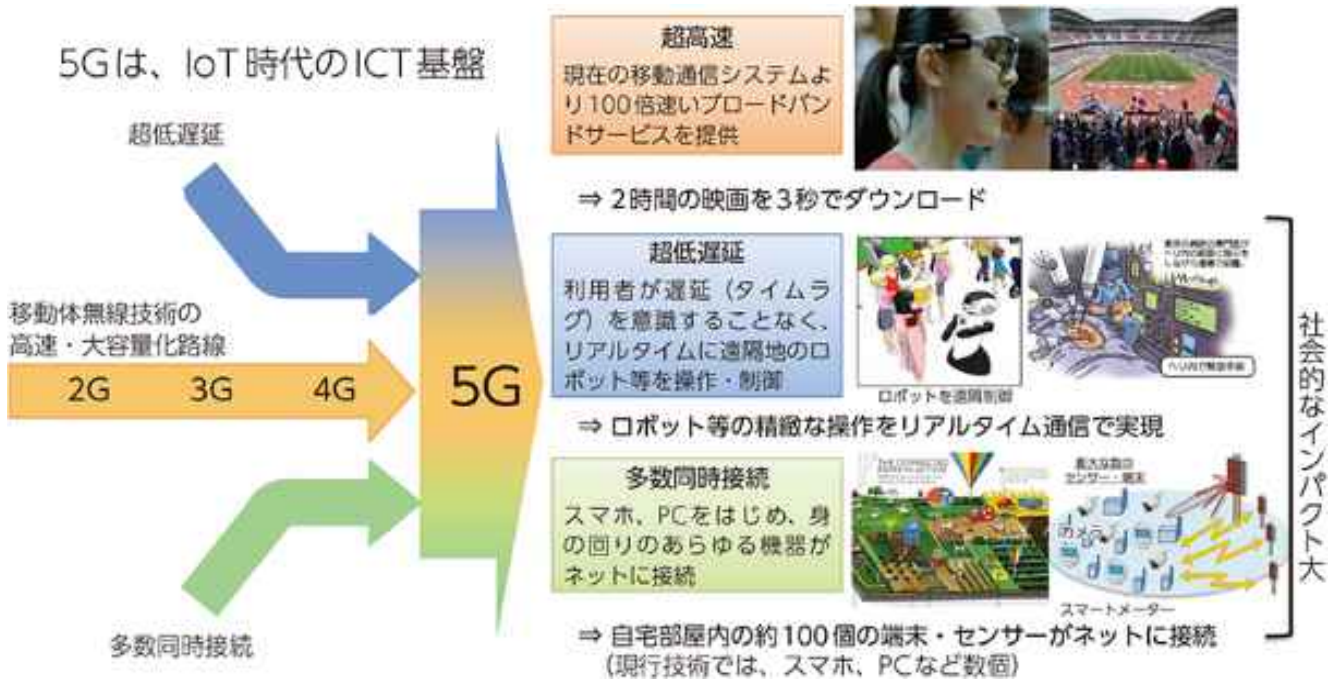
定住外国人  
外国人観光客

iii) 5Gを軸としたインフラ再構築の調査

スマートフォンやIoT機器等の普及により急増する情報量に対応するため「超高速・大容量」「多数同時接続」等を可能とする5G(第5世代移動通信システム)の展開が必要であり、今後の新たなデジタル社会を支えるICT基盤作りを推進します。

【実施スケジュール】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	高速・大容量化に対応したユースケースの調査／通信形態の動向調査 (IoT等)		5Gの必要性評価・方針決定		5G導入仕様検討・投資計画検討	



【出典】総務省平成30年度版情報通信白書より

②市ホームページによる情報発信の活性化

ICTの進展によりインターネットが普及し、ホームページの役割も重要度を増しています。このため、必要な情報がすぐに得られ活用できるように、市ホームページを更に見やすく・分かりやすくし、より充実した情報発信と構成やデザインの見直しを行います。

i) ホームページの充実

更に見やすく・分かりやすいホームページを目指し、構成やデザインの見直しを行うとともに、市民にとって必要な情報の発信強化を図ります。

【実施スケジュール】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	構成やデザインの見直し検討 (全体構想)	全体構想の仕様決定と投資計画の立案	順次対応			
			仕様の検討／対応		仕様の検討／対応	



ii) 電子行政オープンデータ提供の推進

内閣府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部により平成24年7月に発表された「電子行政オープンデータ戦略」では、公共データの活用を促進し「透明性・信頼性の向上」、「国民参加・官民協働の推進」、「経済の活性化・行政の効率化」を目指しています。本市でも、地方公共団体が保有するデータを民間が活用することによる新たな産業の創出や、市内でのデータ連携による行政の効率化・行政サービスの向上を目指します。データ（情報）の公開にあたっては、単にデータをオープン（一般公開）するのではなく、データの転用や加工等による二次利用が可能な状態で公開していきます。

【実施スケジュール】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	オープンデータの開示と情報利用状況の把握					
	開示データ拡大の準備		開示データの拡大		開示データの準備	開示データの拡大

《電子行政オープンデータベース戦略の概要》



【出典】総務省オープンデータ戦略の事例より

③市民サービスの向上

ICTを活用した電子収納の導入、行政手続きの利便性向上や公共施設等への公衆無線LANの拡充により、市民サービスの向上を図ります。

i) 電子収納の利活用の推進

市公金納付について、現在ある納付方法に加え、ATMやインターネットバンキングによる納付が可能となるキャッシュレスサービスといった電子収納方式を新たに導入し、市民の利便性の向上を図ります。

【実施スケジュール】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	収納方法の調査・研究	運用プロセスの検討	システムの仕様検討	システムの開発・試行	システムの導入	

ii) 行政手続きに関する情報発信の強化

転入、転出、入学等の行政手続きに関する各種書類について、市民ニーズ等を踏まえ随時追加できるように努めるとともに、掲載する申請書類の充実を図り、市民サービスの向上や行政手続きの効率化を進めます。

【実施スケジュール】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	申請書類の見直し案作成	申請書類のカテゴリの検討	導入準備	サービスの提供		
				手続に関する情報の追加・充実		

iii) 電子申請・届出等の利活用の推進

多様化する市民のライフスタイルに合わせ、時間と場所に捉われずに行うことのできるインターネットを利用した電子申請・届出（実施済の住民票や印鑑証明書等の交付に引き続き、その他各種申請手続き等）の仕組みを検討し、順次導入していきます。

【実施スケジュール】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	対象書類の抽出	運用プロセスの検討	システムの仕様検討	システムの開発・試行	システムの導入	

iv) 公共施設等への公衆無線LANの拡充

市民の利便性向上や災害時における緊急連絡手段の確保を目的として、主要施設への設置を更に進めて行きます。また、栃木国体開催（令和4年）に向けてグリーンパーク、陸上競技場や人が多く集まる観光地等に設置を拡充し、更なる地域活性化をめざします。

【実施スケジュール】

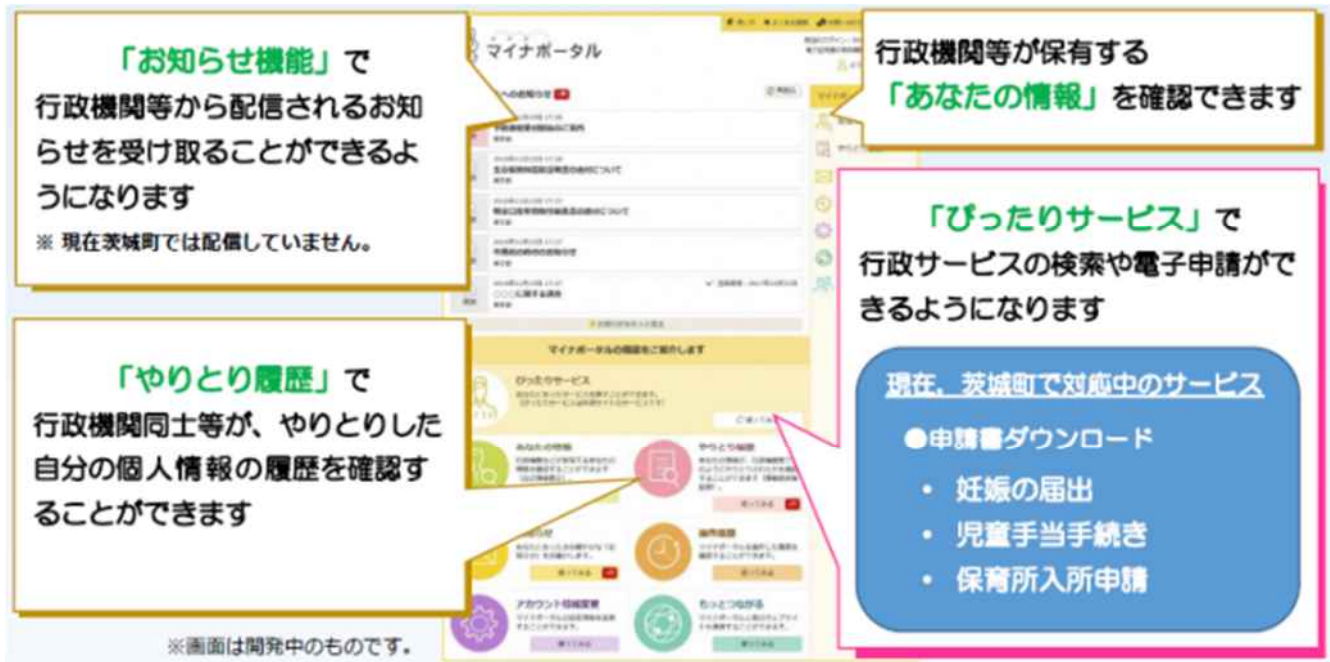
	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	対象設置要否の検討	設置計画の立案	順次導入（公共施設、観光施設等）			

v) マイナポータルへの対応

マイナポータルとは、行政機関が、マイナンバーの付いた特定個人の情報を、いつ、どことやり取りしたのかを確認したり、行政機関からのお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できる仕組みであり、国の導入スケジュールに連動して対応していきます。

【実施スケジュール】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	国の稼働内容・状況の確認	国等との情報連携（マイキーID対応含む）				
		マイナポータルの順次活用開始（マイキーID対応含む）				



【出典】総務省マイナンバー制度（マイナポータルについて）より

④ ICT利活用への支援

学校教育における情報化を推進し、ICTを活用した学習指導を実施するとともに、児童生徒が正しくICTを利活用できるように情報モラル教育やプログラミング教育等の推進を図ります。

i) ICTを活用した学習の充実

県が策定している「とちぎICT推進プラン」では、児童生徒の学習への興味・関心を高め、わかりやすい授業や児童生徒の主体的・協働的な学び（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の実現を掲げています。本市も同様に、デジタル教材の活用、教員のICT活用指導力の向上、ICTを活用した学習の推進とともに、児童生徒が正しくICTを活用できる情報モラル教育やプログラミング教育等の充実を図ります。

【実施スケジュール】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	デジタル教材の収集 (コンテンツの充実)		児童生徒への情報モラル教育の実施		プログラミング教育の充実	
	教員向けICT活用方法に関する研修／教員向け情報リテラシー向上の研修					

## (2) 電子市役所の推進

### ①高度情報化に対応した人材育成

現在庁内においては、市民サービスの向上や行政事務の効率化を目的として多くの情報システムが導入されています。同時に、このシステムを利用する職員一人ひとりに求められるICTリテラシーも高度化しています。

このため、これまでに導入した情報システムの利活用を強化し、より効率的な行政運営の実現に向け、職員への研修を拡充し、ICTリテラシーの向上を図ります。

#### i) 職員向けパソコン研修の実施

職員が日常業務で利用するオフィスアプリケーション（文書作成ソフト、表計算ソフト等）やグループウェア等の行政事務の遂行に不可欠なソフトウェアの操作スキルを中級以上にレベルアップさせ、ICTリテラシーの向上を図るとともに業務の効率化を図ります。

### 【実施スケジュール】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	研修計画の立案／ テーマ検討・決定	研修実施	研修計画の立案／ テーマ検討・決定	研修実施	研修計画の立案／ テーマ検討・決定	研修実施

### ②災害に強い電子市役所の確立

東日本大震災の被災地においては、地震や津波による影響で庁舎が壊滅的な被害を受け、情報システムや通信機器等が機能しなかったことで、人命に影響を与える事態となりました。この教訓を踏まえて総務省をはじめ本市においても、災害発生時等における自治体業務の継続及び市民へのサービス提供を実現するため、平成27年度にICT-BCPを策定したところです。また、令和元年度には、新庁舎建設や組織改正等に伴うICT-BCPの見直しが完了いたしました。

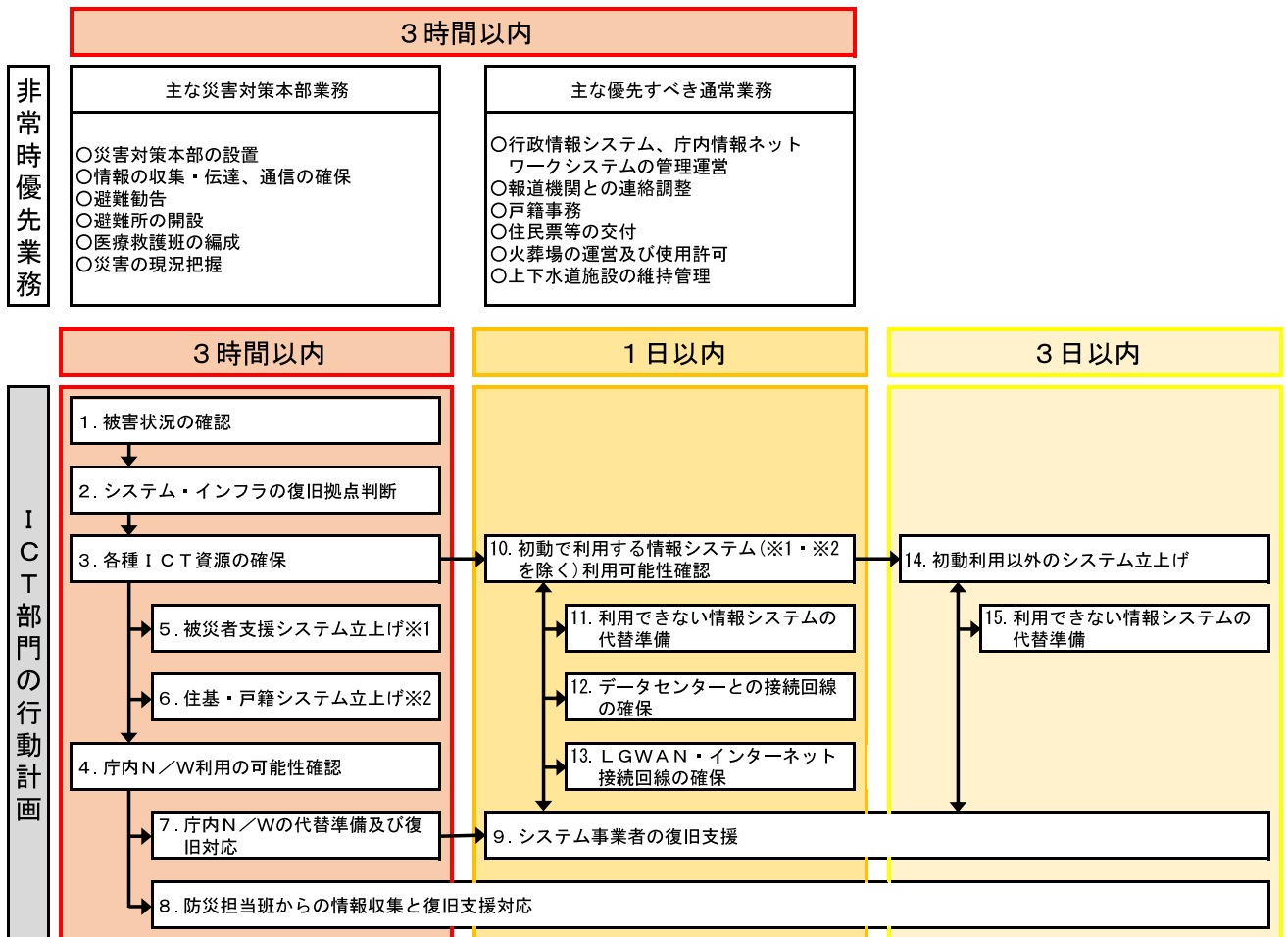
#### i) ICT-BCPの実効性の確保

今後は、ICT-BCPの実効性を確保することが重要であり、災害等により情報システムやネットワークに被害を受けた場合に、業務の実施・継続が確実にできるようにするため、ICT-BCPの行動計画をベースに定期的に訓練等を実施し、災害に備えた取り組みを推進します。

## 【実施スケジュール】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	初動版導入ガイドに基づく訓練準備	訓練の実施	初動版導入ガイドに基づく訓練準備	訓練の実施	初動版導入ガイドに基づく訓練準備	訓練の実施

### 《災害発生時の行動計画の例》



### ③情報システムの導入・利活用の強化

近年の市民ニーズの多様化やライフスタイルの変化、ICTの急速な進歩、社会経済情勢の変化に伴い行政事務の内容や情報システムに求められる機能が変化している中、より効果的に情報システムを利活用するために、各情報システムの課題を明らかにし、機能を見直します。

機能の見直しにあたっては、平成30年度までに整備した「業務プロセス手順集」をベースに、更に主要業務の「業務プロセス手順集」を整備し、業務効率化・組織間連携の全庁的な視点から業務プロセスの見直しを実施し、最適な情報システムの導入を行います。

i) クラウドの導入

情報システムを独自に開発して管理運用を行うことに比べ、クラウドサービスを利用する方が効率的で経費の削減に繋がるが多いため、業務効率化／標準化・組織間連携の全庁的な視点から、クラウド化を更に加速させます。

【実施スケジュール】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	最適情報システムの検討		最適情報システムの検討		最適情報システムの検討	
	順次クラウドコンピューティング化					

ii) 庁内文書の電子化

環境対策や経費抑制等を視野にペーパーレス化が必要であり、紙や文書保管スペースの削減・文書検索時間の短縮等、業務効率化を図るため、文書(最重要、重要、一般)の電子化を進めます。

文書の電子化にあたっては、従来の、契約文書、技術文書、提出書類等対外的に重要なものだけでなく、業務連絡、作業手順、会議資料等の内部的なものにも対応できるよう考慮します。

【実施スケジュール】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	最重要・重要文書の整理・整頓(情報セキュリティ監査と連携)					
			最重要・重要書類の電子登録			
	一般文書の電子登録				対象文書の全体見直し	

iii) 業務プロセス改革に連動したICTの導入

国では総務省において、人口減少社会への対応として、人材確保が困難化し、働き方に制約がある職員(育児・介護等)が増加する中で、「働き方改革」(ワークライフバランス)を実現させつつ、いかに行政のパフォーマンスの維持・向上を図るか、また、全体として国家公務員を増やせない中で、新規政策課題への対応に充てる職員をどう確保するか、を課題と捉え「既存業務の抜本的効率化」を行い、全ての職員がより付加価値の高い仕事に集中できる体制づくりに取り組んでいます。

このためには、業務のプロセス全体について、詳細に分析・評価・改善を行うことを通じて、抜本的な業務効率化と利便性向上の双方を実現する「BPR」の手法が必要となります。

本市では、27年度に「BPR」の分析ツールの一つである「プロセスマップ



ング」を用いて、“業務プロセス手順集”を作成し、平成30年度には、組織変更や新庁舎建設に伴う業務プロセス手順の見直しを行ってきたところです。

今後のステップとしては、更に主要業務の洗い出しを行い業務プロセス手順の作成と、業務プロセス運用の効率化（業務改革）及び標準化に向けて関係各課と協議し、“あるべき姿”を描き、業務プロセス手順の変更や情報システムの導入により、業務品質の向上（ポカミスの防止、重複業務の抑制、作業のスピードアップ、情報セキュリティの強化等）につなげていきます。

### 【実施スケジュール】

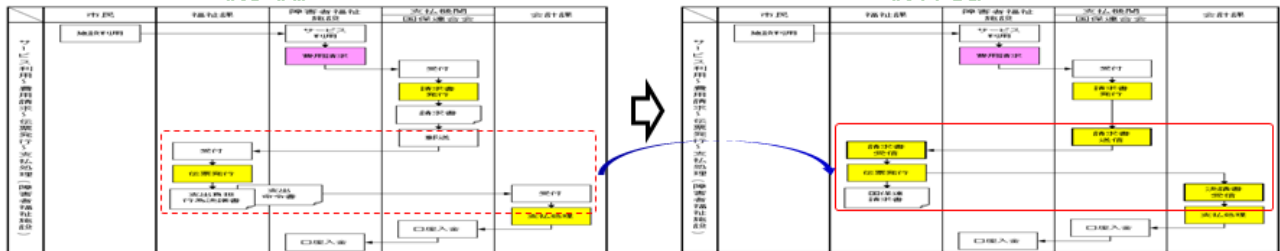
	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	関係各課と協議・決定		情報システム化検討		情報システムの導入	
		対象プロセスのイメージ作成と具体化	業務プロセスの見直し		評価	

### ◇業務改革のポイント

《現状》:As-Is

参考例:障害者自立支援給付事業(福祉サービス)

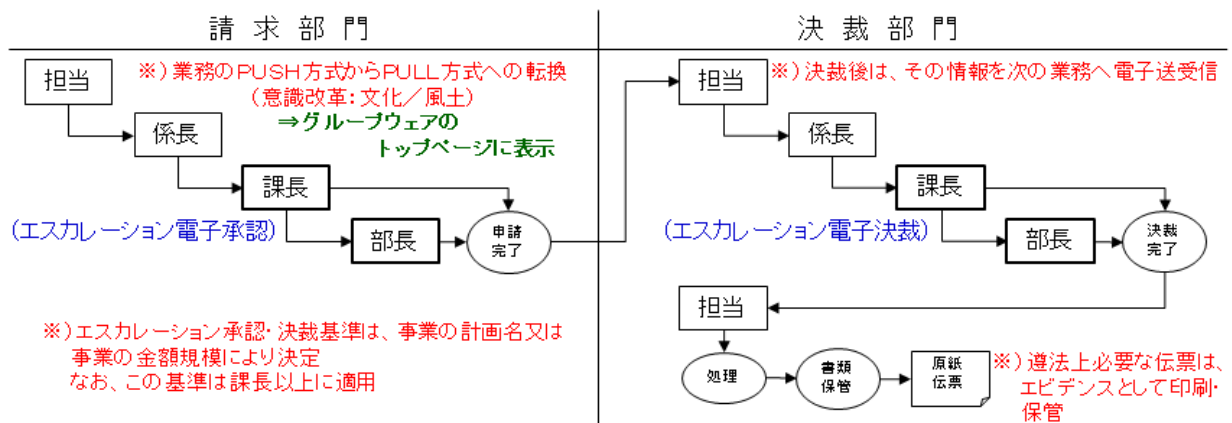
《改革後》:To-Be



※)改革のポイント:紙・印鑑の文化からの脱却⇒業務改革とICT化:各種書類の電子申請～電子決裁プロセスへの転換

### ◇電子申請～電子決裁の運用イメージ

注)“原本証明”を担保する必要性あり



#### iv) RPA導入の調査・研究

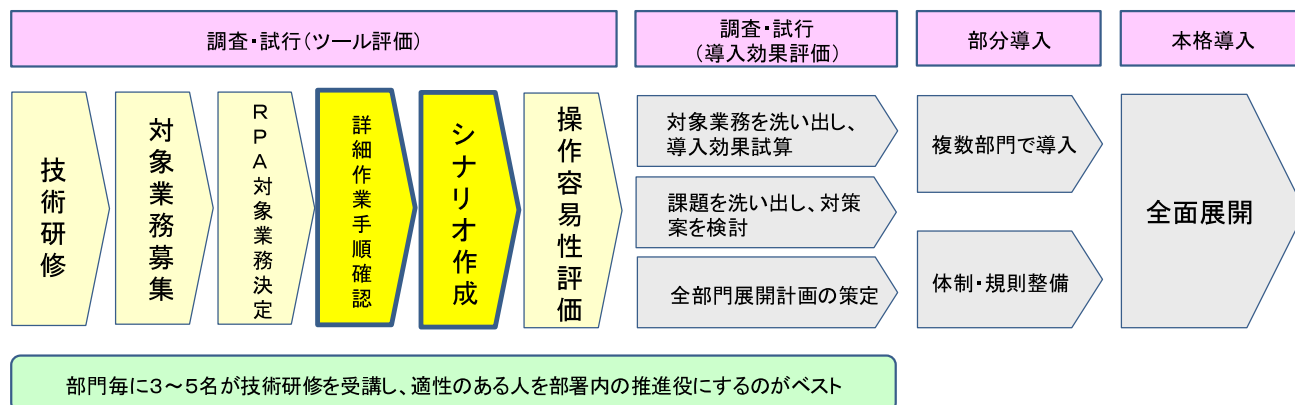
少子高齢化に伴う労働力人口の減少や、働き方改革の要請等の社会的な背景から業務効率化が叫ばれています。そこで、ホワイトカラー業務の自動化・効率化を主体に定型業務の迅速かつ柔軟に対応できる仕組みが必要であり、その目的を達成するためにRPAの概念を調査・研究し、必要に応じて部分試行に取り組みます。



## 【実施スケジュール】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	RPA概念の習得	調査・試行 (導入効果の評価)	部分導入			評価
	対象プロセスの抽出					
	業務プロセス手順の整備(新規主要プロセスの抽出と連携)					

## ◇RPAの導入ステップ



### v) AI活用の調査・研究

業務の後方支援ツールとして、AI(人工知能)を活用しながら処理・分析などを行うことで、将来を予測し、業務の判断情報として利用します。

そのためには、業務効率化の視点で更に情報収集を進めると共にBPR(業務プロセス改革)の方向性を見い出すために、現状の業務プロセス手順を明確にしながら進めていきます。

## 【実施スケジュール】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	AI活用事例の収集		調査・試行 (導入効果の評価)			評価
	対象プロセスの抽出					
	業務プロセス手順の整備(新規主要プロセスの抽出と連携)					

### vi) GISの利活用強化

本市では、平成21年度に庁内で使用するGISを導入し、その活用を進めてきました。今後、更なる活用(情報の視覚化と分析・解析、レイヤー数の拡大等)を推進し、災害対策等での更なる幅広い分野での利活用を目指し、より多くの情報が集約されるように定期的な操作研修を実施するとともに、次のステップとして市民へオープン化するための準備を行います。

### 【実施スケジュール】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	利活用状況把握	活用分野の洗い出し	市民へのオープン化ルールの検討		市民へのオープン化準備	
			操作研修		操作研修	

#### ④情報セキュリティ対策の強化と個人情報保護の徹底

ICTの進展やインターネットの普及により、様々な分野での利便性が向上する中、一方では、国民生活、社会経済、安全保障・治安維持等のあらゆる活動がサイバー空間に依存しています。

このような中、サイバー空間を対象とした攻撃は、近年、高度化・複雑化するとともに「愉快犯」から「経済犯・組織犯（標的型攻撃）」的なものに移行しており、社会的な脅威が高まっています。また、スマートフォン、タブレット端末等の急速な普及や、ソーシャルメディア、クラウドサービス等の利用の拡大に伴い、これらを狙ったマルウェアの増加等の新たな脅威も表面化しています。

今後、ICTの高度化及び利活用が更に進展することにより、サイバー攻撃（標的型攻撃メール）の被害の深刻化及び広域化が懸念されるため、情報セキュリティポリシーの順守度チェック（自己点検や内部監査又は必要に応じて第三者機関による外部監査）や情報セキュリティ研修を定期的を実施します。

##### i) 情報セキュリティ研修の実施

本市では情報セキュリティポリシー（「大田原市情報セキュリティの基本方針を定める規程」、「大田原市情報セキュリティ対策基準」）を定め、個人情報等の重要情報の取り扱い、情報資産の機密性及び完全性及び可用性の管理やセキュリティ対策の基準等を明確にしています。

また、「大田原市情報セキュリティ委員会の組織及び運営に関する要領」による情報セキュリティインシデントへの早急な対応をはじめ、「大田原市業務継続計画（ICT編）」により、大規模災害や事故により情報システムに被害を受けた時の早期復旧に向けた計画についても明確にしています。これらの取り組み内容の確認や世の中の動向を含めて定期的に情報セキュリティ研修を実施していますが、今後も研修内容の充実を図り、情報セキュリティに関する意識向上と情報管理を徹底します。

### 【実施スケジュール】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	研修テーマ決定	研修実施	研修テーマ決定	研修実施	研修テーマ決定	研修実施

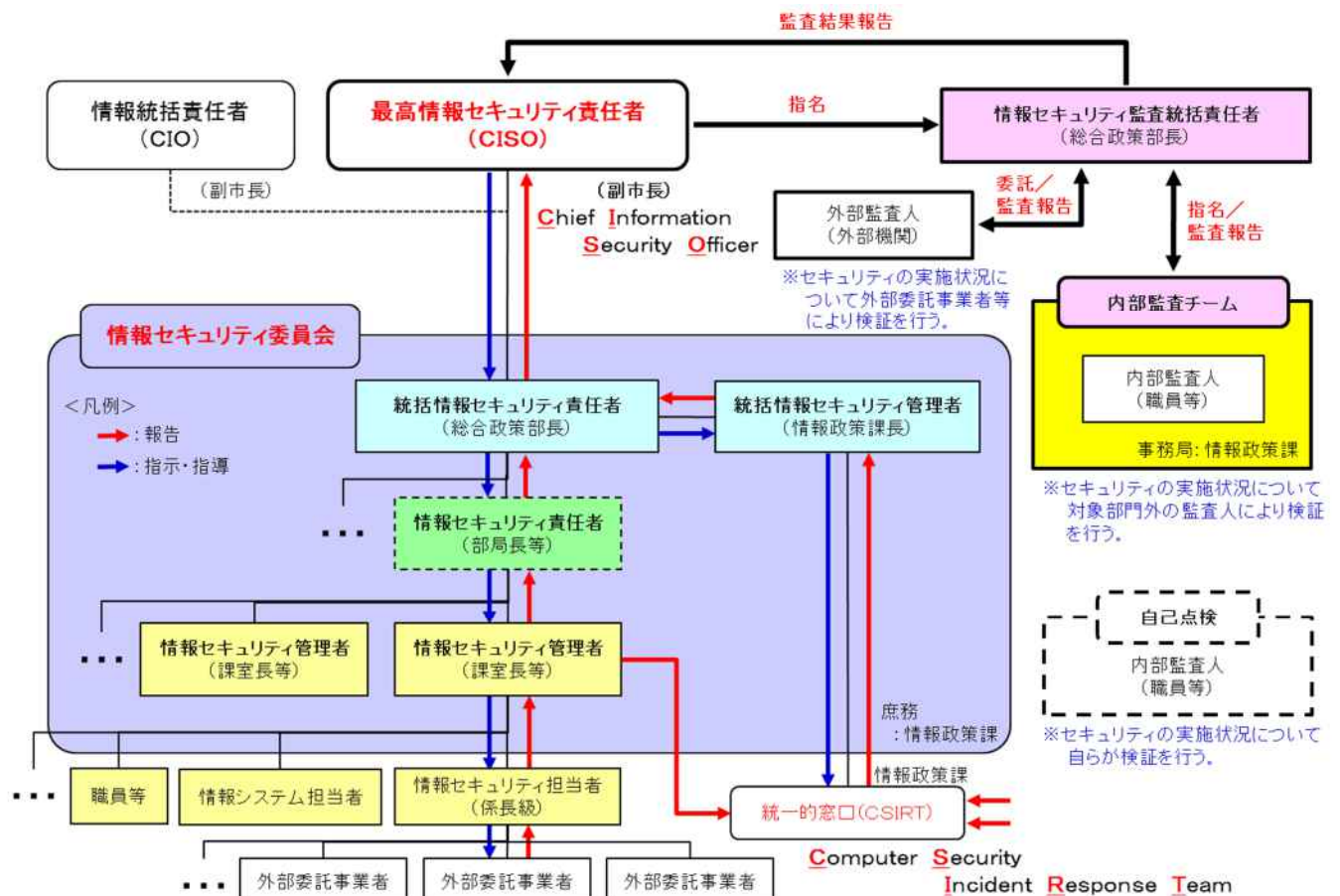
ii) 情報セキュリティマネジメントシステムの推進

庁内の情報セキュリティの継続的な改善を実現するための体制が整備され、本市の情報セキュリティポリシー（「大田原市情報セキュリティの基本方針を定める規程」、「大田原市情報セキュリティ対策基準」）に基づく情報セキュリティの確保、自己点検の実施、内部監査又は必要に応じて第三者機関による外部監査等を定期的の実施できる環境が整い、監査の中期計画・年度計画・実施計画を立案し、その計画に基づき定期的に監査を実施し、その結果に基づき課題の洗い出しや改善を行います。

【実施スケジュール】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
実施内容	監査中期計画・年度計画・実施計画の策定		監査中期計画・年度計画・実施計画の策定		監査中期計画・年度計画・実施計画の策定	
	監査実施	監査実施	監査実施	監査実施	監査実施	監査実施
	監査結果に基づき、必要に応じて情報セキュリティに関する例規等の見直し					

《情報セキュリティ強化の推進体制》（行政事務）



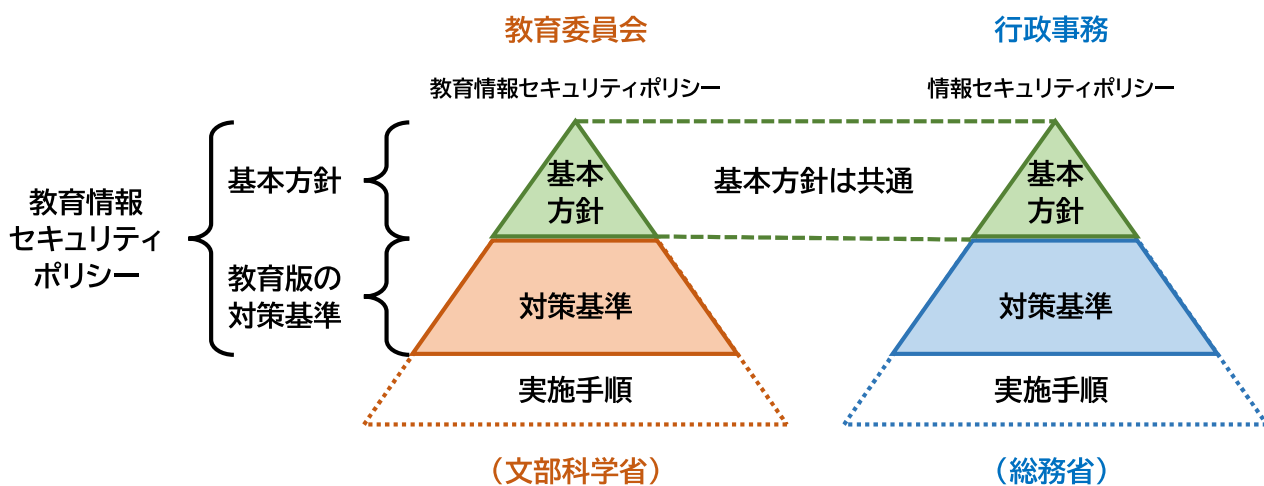
### iii) 情報セキュリティの強化

これまでは、市長部局いわゆる「行政事務」を中心に進めてきましたが、今後は教育委員会も含めた情報セキュリティの強化が必要であり、文部科学省から提示の「教育情報セキュリティポリシー」に関するガイドラインに基づき、学校における情報セキュリティの強化に取り組みます。

学校では、教室やパソコン室に児童生徒が自由に使えるパソコンが設置されており、授業はもとより休み時間等においても、児童生徒が、日常的に情報システムにアクセスする機会があります。このことが、学校現場における最大の特徴といえます。実際に、学校が保有する機微情報に対する不正アクセス事案が発生しており、学校現場ならではの特徴を考慮した情報セキュリティを確立する必要性があり、教育情報セキュリティポリシーの整備と教育情報のセキュリティ強化に取り組みます。

#### 【実施スケジュール】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
実施内容	推進体制の整備	教育情報セキュリティ対策基準の整備				対策の実行と検証	
	情報システム構想の検討／情報システム化予算の検討						





【出典】文部科学省教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインより

- ※) 学校における情報資産を脅威からどの様にするか、5つのポイントをベースに整備
- (1) 組織体制の確立 (学校と教育委員会の役割分担)：組織的・人的対策
  - (2) 校務系サーバの教育委員会による一元管理：物理的対策
  - (3) 学習系システムから校務系システムへのアクセスの防止：技術的対策
  - (4) 校務系システムのインターネットリスクからの分離：技術的対策
  - (5) 管理されたUSBメモリ等の電磁的記録媒体以外の使用禁止：技術的対策



## 第4章 計画の推進

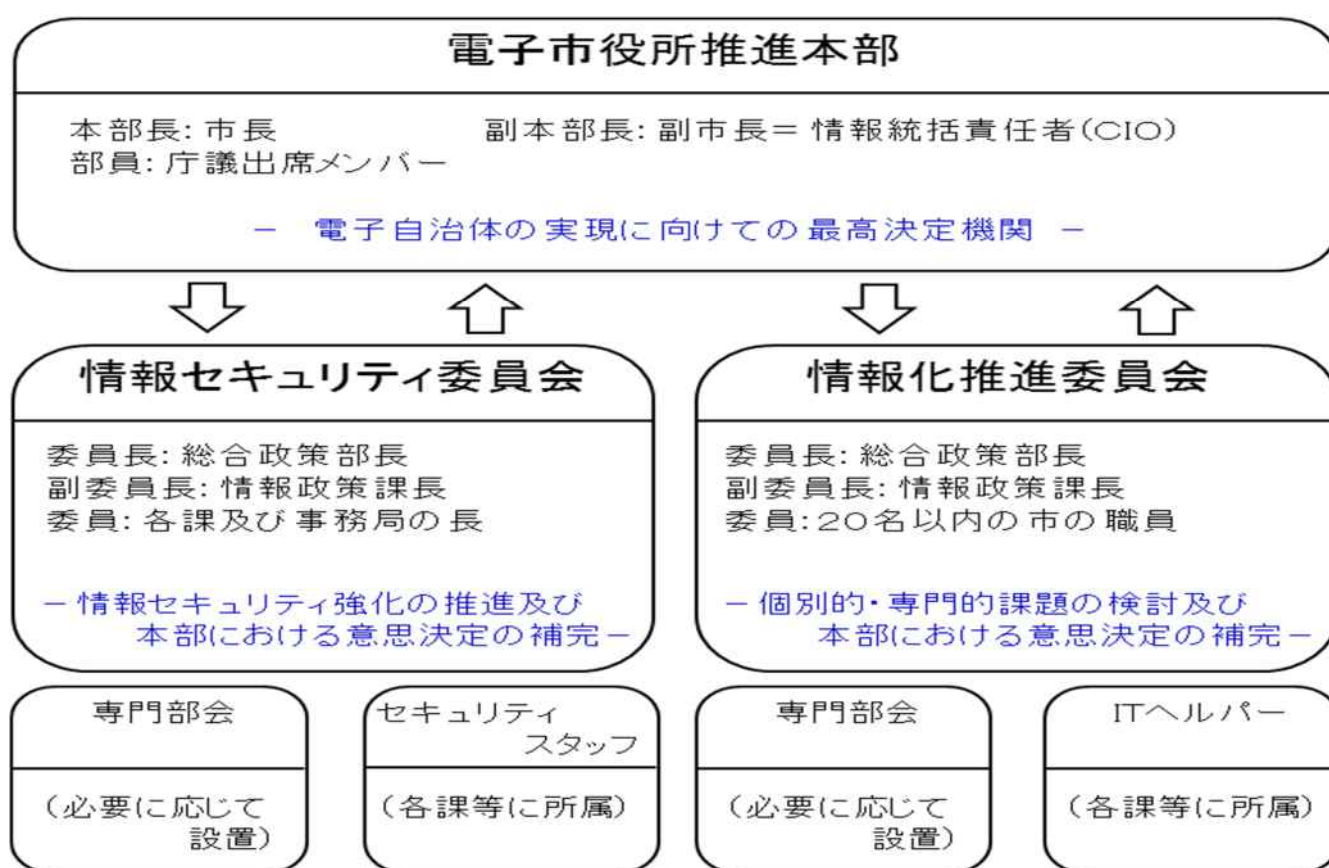


# 1. 推進体制

本市では、情報化通信技術を活用した市民サービスの向上と地域活性化及び業務効率化の総合的な推進と情報セキュリティ確保のため、市長を本部長とした「電子市役所推進本部」を設置しています。本計画の推進における電子市役所推進本部の役割は、計画の承認や各施策への助言等を全庁的な視点で行うことです。

推進本部の活動を補佐するため、情報政策課が庶務を担当します。情報政策課は、施策の実施や年度毎の進捗管理・評価を行うにあたって各部署の中心となって取りまとめを行う等、地域情報化の推進に努めます。

また、推進本部での意思決定の補完として、情報セキュリティの強化に関する調査及び検討並びに情報セキュリティインシデントへの早急な対応を行う「情報セキュリティ委員会」と、電子市役所の推進に関する個別事項を調査検討させる「情報化推進委員会」が設置されています。



# 2. 計画の進捗管理

情報化計画に基づく各施策の推進にあたっては、年度毎の取り組み内容をまとめた年次計画（ロードマップ）と実施計画（アクションプラン）を策定し、計画の進捗を管理します。

毎年、各施策の成果や進捗状況を評価し、現状の問題点や課題を必要なタイミングで年度計画に反映することで、「Plan（計画）→Do（実行）→Check（分析）→Action（改善）」のPDCA管理サイクルを確立し、計画の実効性を担保します。

なお、社会経済情勢の急激な変化、急速な技術進歩や財政状況、国や県の動向等を見極めながら、必要に応じて推進計画の内容の見直しを検討します。



## 第 5 章 資料編

## ○大田原市電子市役所推進本部設置要綱

(平成 26 年 5 月 30 日告示第 77 号)

改正 平成 28 年 2 月 29 日告示第 24 号

平成 30 年 6 月 22 日告示第 76 号

### (設置)

第 1 条 本市における情報通信技術を活用した市民サービスの向上及び業務の効率化を総合的に推進するため、大田原市電子市役所推進本部(以下「推進本部」という。)を設置す。

### (所掌事務)

第 2 条 推進本部は、電子市役所の実現に向けて、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報システム基盤の整備及び最適化の方針に関すること。
- (2) 業務プロセス改革の推進に関すること。
- (3) 市民サービス向上のための ICT 化の推進に関すること。
- (4) 情報セキュリティの強化に関すること。
- (5) その他情報システムの最適化施策及び情報化セキュリティの強化施策の推進に必要な重要事項に関すること。

### (組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長、副本部長は総合政策部の事務を担当する副市長(以下「総合政策部担当副市長」という。)をもって充てる。
- 3 本部員は、大田原市庁議等に関する規程(昭和 63 年訓令第 3 号)別表に規定する庁議の構成員(市長及び総合政策部担当副市長を除く。)をもって充てる。

### (職務)

第 4 条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、推進本部の事務に参画する。

### (会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じて情報企画監、関係課長等その他の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (情報化推進委員会)

第 6 条 推進本部に、電子市役所の推進に関する個別事項を調査検討させるため、大田原市情報化推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

- 2 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (情報セキュリティ委員会)

第 7 条 推進本部に、電子市役所の推進における情報セキュリティの強化に関する調査及び検討並びに情報セキュリティインシデントへの早急な対応を行うため、大田原市情報セキュリティ委員会(以下「セキュリティ委員会」という。)を置く。

- 2 セキュリティ委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 推進本部及び推進委員会の庶務は、総合政策部情報政策課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年2月29日告示第24号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月22日告示第76号)

この要綱は、告示の日から施行する。

## ○大田原市情報セキュリティ委員会の組織及び運営に関する要領

(平成 28 年 4 月 1 日)

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、大田原市電子市役所推進本部設置要綱(平成 26 年告示第 77 号。以下「要綱」という。)第 7 条の規定により設置する大田原市情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第 2 条 委員会は、要綱第 7 条第 1 項に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項について調査及び検討を行うものとする。

- (1) 情報セキュリティポリシーに関すること。
- (2) 情報資産の分類と管理に関すること。
- (3) 情報セキュリティインシデントに関すること。
- (4) 情報セキュリティ監査及び自己点検に関すること。
- (5) その他情報セキュリティ強化の推進に関すること。

### (組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は総合政策部長、副委員長は総合政策部情報政策課長の職にある者を充て、委員は各課及び事務局(以下「各課等」という。)の長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ、会議に情報企画監等関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (専門部会)

第 5 条 委員長は、必要があると認めるときは、情報セキュリティに関する専門的な調査及び検討を行うため、委員会に専門部会(以下「部会」という。)を設置することができる。

- 2 部会は、委員長が指名した職員で組織する。
- 3 部会長は、委員長が指名した職員をもって充てる。
- 4 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 部会は、部会長が招集する。
- 6 部会において検討した事項は、委員会に報告するものとする。

### (セキュリティスタッフ)

第 6 条 庁内の情報セキュリティ強化の中心的役割を担うため、各課等にセキュリティスタッフを置く。

- 2 セキュリティスタッフは、各課等の長が推薦し、委員長が指名する。
- 3 セキュリティスタッフの任期は 1 年とし、再任を妨げない。
- 4 セキュリティスタッフは、各課等において次の役割を担う。
  - (1) 情報セキュリティインシデントの初動活動に関すること。

- (2) 各課等に所属する職員の情報セキュリティ啓発及び指導に関すること。
  - (3) 情報セキュリティの自己点検に関すること。
  - (4) その他情報セキュリティ強化の推進に関すること。
- 5 副委員長は、必要に応じてセキュリティスタッフの会議を招集し、会議の議長となり、その結果を速やかに委員長に報告するものとする。

(報告)

第7条 委員長は、会議の経過及び結果を速やかに大田原市電子市役所推進本部長(要綱第3条に規定する者をいう。)に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部情報政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

## ○大田原市情報化推進委員会の組織及び運営に関する要領

(平成 14 年 6 月 28 日)

改正 平成 16 年 3 月 23 日 平成 17 年 9 月 30 日  
平成 19 年 3 月 28 日 平成 20 年 3 月 28 日  
平成 22 年 4 月 1 日 平成 23 年 4 月 1 日  
平成 24 年 4 月 1 日 平成 25 年 11 月 1 日  
平成 26 年 6 月 1 日 平成 27 年 4 月 1 日  
平成 28 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、大田原市電子市役所推進本部設置要綱(平成 26 年告示第 77 号)(以下「要綱」という。)第 6 条に基づき設置する大田原市情報化推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査検討事項)

第 2 条 委員会は、要綱第 6 条第 1 項に規定する調査事項のほか、次の各号に掲げる事項について調査検討するものとする。

- (1) 情報化計画の推進に関すること。
- (2) 情報システムの導入及び有効活用に関すること。
- (3) 情報化のための調査及び研究に関すること。
- (4) その他情報化の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員 20 名以内をもって組織する。

2 委員長は総合政策部長、副委員長は情報政策課長の職にある者を充て、委員は市職員の中から市長が指名する。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて委員会に情報企画監及び関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 5 条 委員長は、必要があると認めるときは、情報化施策に関する課題について専門的な調査検討を行うため、委員会に専門部会(以下「部会」という。)を設置することができる。

2 部会は、委員長が指名した職員で組織する。

3 部会長は、委員長が指名した職員をもって充てる。

4 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 部会は、部会長が招集する。

6 部会において検討した事項は、委員会に報告するものとする。

(IT ヘルパー)

第 6 条 庁内の情報化推進の中心的役割を担うため、課及び委員会等事務局(以下「課等」という。)に IT ヘルパーを置く。

- 2 IT ヘルパーは、当該課等の長が推薦し、委員長が指名する。
- 3 IT ヘルパーの任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 IT ヘルパーは、当該課等において次の役割を担う。
  - (1) ハードウェアの軽易な保守に関すること。
  - (2) 職員の啓発及び指導に関すること。
  - (3) インターネットのホームページで発信する情報の収集及び更新等に関すること。
  - (4) その他情報化の推進に関すること。
- 5 総合政策部情報政策課長は必要に応じてITヘルパーの会議を招集し、会議の議長となり、会議の結果を速やかに委員長に報告するものとする。

(報告)

第7条 委員長は、会議の経過及び結果を速やかに大田原市電子市役所推進本部長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部情報政策課において行う。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から実施する。

附 則(平成16年3月23日)

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則(平成17年9月30日)

この要領は、平成17年10月1日から実施する。

附 則(平成19年3月28日)

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則(平成20年3月28日)

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則(平成22年4月1日)

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則(平成23年4月1日)

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則(平成24年4月1日)

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則(平成25年11月1日)

この要領は、平成25年11月1日から実施し、平成25年10月1日から適用する。

附 則(平成26年6月1日)

この要領は、平成26年6月1日から実施する。

附 則(平成27年4月1日)

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則(平成28年4月1日)

この要領は、平成28年4月1日から実施する。





## 4. 用語解説

用語	用語解説	掲載ページ
ICT(アイシーティー) Information and Communication Technology	情報通信技術といい、情報や通信に関する科学技術の総称。特に電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。	P. 2
ブロードバンド	光回線、DSL、ケーブルインターネットをはじめとした高速・超高速通信を可能とする回線のこと。	P. 4
スマートフォン	従来の携帯電話端末の有する通信機能などに加え、高度な情報処理機能が備わった携帯電話端末のこと。従来の携帯電話端末とは異なり、利用者が使いたいアプリケーションを自由にインストールして利用することができる。	P. 4
タブレット型端末	タブレット(平板)型でキーボードは付いておらず、液晶の画面に指先をあてながら操作する「タッチパネル」が採用されている。ノートパソコンより小さく軽いため、片手で持ちながら利用できる。インターネット検索や電子メール、動画、電子書籍、ゲーム、映画鑑賞など数多くの機能が盛り込まれている。	P. 4
Facebook(フェイスブック)	利用者がメッセージのやり取りや近況の確認などの交流ができる、インターネット上のサービスで、SNSの一種。	P. 4
Twitter(ツイッター)	個々のユーザーが「ツイート(tweet)」と呼ばれる140文字以内の「つぶやき」を投稿し、そのユーザーをフォローしているユーザーが閲覧できるサービスのこと。	P. 4
SNS(エスエヌエス) Social Networking Service	ソーシャル・ネットワーキング・サービスといい、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制のサービスのことで、ブログ、Twitter、Facebook、Mixi、YouTubeなどがある。また、SNSで個人による情報発信(コメントや画像、動画など)と、ユーザー同士のコミュニケーションが可能なインターネット上のサービスを総称して「ソーシャルメディア」という。	P. 4
ICT-BCP (アイシーティービーシーピー) Information and Communication Technology -Business Continuity Plan	情報通信技術を対象とした事業継続計画をいい、大規模災害や事故での被害に対し重要業務をなるべく中断させず、中断している場合でもできるだけ早急に復旧させるための計画。	P. 4
Society 5.0時代 (ソサエティー 5.0)	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。 狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会(未来社会)を指す。	P. 6
ワンストップ化	一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。 特に、様々な行政手続きをいっぺんに行える「ワンストップ行政サービス」のことを指す場合が多い。	P. 6
オープンデータ	組織や業界内等でのみ利用されているデータを社会で効果的に利用できる環境をいい、公共データが二次利用可能な形で提供されることにより、国民が自ら又は民間のサービスを通じて、政府の政策等に関して十分な分析、判断を行うことが可能となる。それにより、行政の透明性が高まり、行政への国民からの信頼を高めることなどができる。	P. 6
IoT(アイオーティー) Internet of Things	モノのインターネットと訳されており、モノがインターネット経由で通信することを意味する。	P. 7
情報セキュリティポリシー	企業などの組織における情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの。どのような情報資産をどのような脅威から、どのようにして守るのかについての基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための体制、組織および運用を含めた規程。	P. 13
5G(ファイブジェネレーション)	第5世代移動通信システムと呼ばれる、携帯電話やスマホなどの通信に用いられる次世代通信規格。これまでも3Gや4Gなど着実に進化を遂げてきているように、「G」につく数字が大きくなるほど、より高速なモバイル通信を実現してくれる。	P. 14

用語	用語解説	掲載ページ
インターネットバンキング	インターネットを経由して振込・残高照会など、各種銀行手続きを行うサービスで、基本的に24時間いつでも利用できる。	P. 14
RPA(アールピーイー) Robotic Process Automation	ホワイトカラーのデスクワーク(主定型業務)を迅速かつ柔軟に対応できるシステムやAI(人工知能)などの技術を備えたソフトウェアのロボットが代行・自動化する概念。	P. 15
AI(エーアイ)	人工知能といい、人工的につくられた人間のような知能。ないしはそれを作る技術。人間のように知的であるとは、「気づくことのできる」コンピュータ、つまり、データの中から特徴量を生成し現象をモデル化することのできるコンピュータという意味。	P. 15
GIS(ジーアイエス) Geographical Information System	地理情報システムといい、位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理し、加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステム。	P. 15
クラウドコンピューティング	データサービスやインターネット技術などが、ネットワーク上にあるサーバ群(クラウド:雲)にあり、ユーザーは今までのように自分のコンピュータでデータ加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態。	P. 18
マルウェア mal-ware	不正かつ有害に動作させる意図で作成された悪意のあるソフトウェアや悪質なコードの総称で、コンピュータウイルス、ワーム、スパイウェア、アドウェアなどがある。「悪の」を意味する「mal-」と、ソフトウェアを意味する「ware」を組み合わせた造語。	P. 18
サイバー攻撃	コンピュータシステムやインターネットなどを利用して、標的のコンピュータやネットワークに不正に侵入してデータの詐取や破壊、改ざんなどを行ったり、標的のシステムを機能不全に陥らせること。特定の組織や集団、個人を狙ったものと、不特定多数を無差別に攻撃するものがある。	P. 18
公衆無線LAN(ラン) Local Area Network	店舗や公共の空間などで提供される、無線LANによるインターネット接続サービスのこと。 無線LANはケーブル線の代わりに無線通信を利用してデータの送受信を行うLANシステムのこと。	P. 24
キャッシュレスサービス	クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わず、支払い・受け取りを行う決済方法のサービスをいう。	P. 24
BPR(ビーピーアール) Business Process Re-engineering	業務プロセスそのものに問題があるとして、業務プロセスそのものを抜本的に再構築することが基本概念で、コスト・品質・サービス・スピードのような、重大で現代的なパフォーマンス基準を劇的に改善するために、ビジネスプロセスを根本的に考え直し、抜本的にそれをデザインし直すこと。	P. 30
CIO(シーアイオー) Chief Information Officer	最高情報責任者といい、経営戦略の一部としての情報化戦略を立案・実行すること、情報技術に基づいた経営戦略を提案すること、技術を使って効率的な業務プロセスと情報システム作ることなどの役割を有する。	P. 34
CISO(シーアイエスオー) Chief Information Security Officer	最高情報セキュリティ責任者といい、組織における全てのネットワーク、情報システムなどの情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する人をいう。	P. 34
CSIRT(シーサート) Computer Security Incident Response Team	情報システムに対するサイバー攻撃のインシデントが発生した際に、発生したインシデントを正確に把握・分析し、被害拡大防止、復旧、再発防止などを迅速かつ的確に行うことを可能とするための機能を有する体制をいう。	P. 34
情報セキュリティインシデント	コンピュータの利用や情報管理、情報システム運用に関して保安(セキュリティ)上の脅威となる事象のこと。情報セキュリティを脅かす事件や事故及びセキュリティ上好ましくない事象・事態のことで、コンピュータウイルスなどのマルウェア感染、不正アクセス、アカウント乗っ取り(なりすまし)、Webサイトの改竄、情報漏えい、迷惑メール送信、サービス拒否攻撃、情報機器や記憶媒体の紛失や盗難などが含まれる。	P. 38



第3次大田原市地域ICT総合推進計画（令和2年3月発行）  
編集・発行 大田原市



〒324-8641

栃木県大田原市本町1丁目4番1号

大田原市総合政策部情報政策課

TEL 0287-23-8766

FAX 0287-23-8798

E-mail [jouhou@city.ohtawara.tochigi.jp](mailto:jouhou@city.ohtawara.tochigi.jp)

URL <http://www.city.ohtawara.tochigi.jp/>